

平成28年2月定例会 議会運営委員会の概要

日時	平成28年	2月19日(金)	開会	午前	9時32分
			散会	午前	9時57分
		2月25日(木)	開会	午前	9時31分
			散会	午前	9時41分
		2月29日(月) 第1回	開会	午前	9時30分
			休憩	午前	9時45分
		第2回	再開	午後	0時39分
			散会	午後	0時43分
		3月2日(水) 第1回	開会	午前	9時31分
			休憩	午前	9時39分
		第2回	再開	午後	0時15分
			散会	午後	0時19分
		3月24日(木)	開会	午前	9時31分
			散会	午前	9時37分
		3月25日(金) 第1回	開会	午前	9時35分
			休憩	午前	9時55分
		第2回	再開	午後	2時18分
			休憩	午後	2時23分
		第3回	再開	午後	4時12分
			休憩	午後	4時14分
		第4回	再開	午後	5時39分
			閉会	午後	5時44分

場所 議会運営委員会室

出席委員 田村琢実委員長

齊藤邦明副委員長、蒲生徳明副委員長

中野英幸委員、石井平夫委員、神尾高善委員、宮崎栄治郎委員、鈴木弘委員、

小島信昭委員、長峰宏芳委員、野本陽一委員、井上将勝委員、菅克己委員、

菅原文仁委員、岡重夫委員、藤林富美雄委員、村岡正嗣委員

出席者 本木茂議長、岩崎宏副議長

欠席委員 なし

説明者 塩川修副知事、中原健一企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

平成28年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成28年2月19日(金))

---

**委員長**

1 知事追加提出議案についてだが、塩川副知事の説明を求める。

< 塩川副知事 概要説明 >

< 企画財政部長 概要説明 >

**委員長**

2 代表質問についての、質疑質問者氏名の確認についてだが、お手元の資料1により、質疑質問者氏名を御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

3 一般質問についての(1)質疑質問者氏名の確認についてだが、お手元の資料1により、質疑質問者氏名を御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

次に、(2)一般質問順位の決定についてだが、まず、2月29日(月)については、自民、民主・無所属、県民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、3月1日(火)については、自民、公明、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**小島委員**

3月1日については、1番目が神谷大輔議員、3番目が小久保憲一議員でお願いする。

**委員長**

次に、3月2日(水)については、全て自民であるので、自民の中で順位を調整することによいか。

< 了 承 >

**小島委員**

3月2日については、1番目が永瀬秀樹議員、2番目が新井豪議員、3番目が神尾高善議員でお願いする。

**委員長**

それでは、質問順位を確認する。

<委員長、調整結果を読み上げる。>

**委員長**

4 知事提出急施議案の取扱いについてだが、去る2月12日（金）の議運において、執行部から急施を要するとの要請があった、第50号議案の取扱いについて、御協議をお願いする。

委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >  
< 事務局が委員長案を配布 >

**委員長**

ただ今、お手元に配布した案のとおりでいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、代表質問初日・2月25日（木）に予定されている「知事提出急施議案（第50号議案）に対する質疑」については、希望がある場合には、各会派1人以内。質疑時間は1人5分以内。再質疑及び再々質疑は、先例のとおり、良識の範囲内。発言順序は多数会派順。発言通告書の提出期限は、休日を除く、発言日の2日前・2月23日（火）の正午までということはいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

5 北朝鮮への制裁強化を求める意見書についての（1）案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（2）提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（3）質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(4) 委員会審査の省略の確認についてだが、省略することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(5) 討論の有無の確認についてだが、なしによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(6) 採決区分の確認についてだが、各会派賛成によいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、改革は私から確認しておく。

**委員長**

6 意見書・決議案についてだが、件名については、一般質問初日・2月29日(月)、案文については、一般質問最終日・3月2日(水)、それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力をお願いする。

なお、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。

また、委員会において提案するものについては、最終日・3月25日(金)の朝の議会運営委員会までに御報告をお願いする。

**委員長**

7 平成28年度の執行機関の附属機関等委員についてだが、お手元の資料2を御覧願う。

現在の各会派に配分されているポストは35であり、その内訳は、自民21、民主・無所属5、県民4、公明3、共産党2である。

平成27年度と28年度の変更点はなく、各会派に配分するポスト数は35となる。これを現在の各会派の所属議員数で按分すると、資料2の一番下の平成28年度配分(案)のとおり、自民21、民主・無所属5、県民4、公明3、共産党2となるので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

また、変更するポストについては、代表質問初日・2月25日(木)までに各会派で調整願う。

< 了 承 >

**委員長**

8 議会開会中における県内高等学校卒業式への議員の出席についてだが、この件については、先例により、地元議員は休日休会を除き、出席しないことになっているので、その旨、周知をお願いする。

< 了 承 >

**委員長**

議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

10 その他に入る前に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社及び飯能ケーブルテレビ株式会社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

**委員長**

次に、(2)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、代表質問初日・2月25日(木)の朝、午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3)本会議開会時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに開会することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

1 知事提出急施議案(第50号議案)についての(1)質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙についてだが、同広域連合議会議員であった鈴木弘議員及び鈴木聖二議員が辞職され、欠員が生じたため、2名を補欠選挙されたいとの依頼が同広域連合長から議長宛てにあった。

この件については、今後の議運において、選挙の方法及び日程等について御協議願いたいと思うので、よろしく願います。

< 了 承 >

**委員長**

3 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**小島委員**

本会議前のお忙しいところではあるが、お時間をいただきたいと存じる。

私たち自民党は、今定例会で議員提出議案として2つの条例案を提案したいと考えている。

条例案の概要をお配りして、御説明させていただきたいと存じる。委員長におかれては、よろしくお取り計らいをお願いする。

**委員長**

それでは、自民の条例案の概要を事務局に配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

**委員長**

それでは、説明をお願いする。

## 小島委員

まず初めに、「埼玉県手話言語条例」の「条例案の概要」を御覧願う。

手話は、物の名前や概念などを手や指の動きや表情等により、視覚的に表現する言語である。平成18年の国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語には、手話その他の非音声言語を含むことが明記され、我が国においても、平成23年の障害者基本法の改正により、言語に手話を含むことが明記された。しかし、手話に対する理解が求められるようになったものの、いまだ手話に対する理解が社会において深まっているとは言えない。

そこで、私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関する基本理念を定め、県等の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及に関する施策の推進に必要な基本的事項を定め、もって、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする条例案を提案したいと考えている。

次に、「埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例」の「条例案の概要」を御覧願う。

障害者の権利に関する条約を批准するに当たり、我が国では障害者基本法の改正などの法整備を行ってきた。その1つである、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が、本年4月1日から施行される。法の施行に当たり、国や県でも周知を行っているところだが、今なお実態は、障害や障害のある人に対する理解が深まっていないことから、社会的な障壁が残り、障害を理由とする差別の解消には至っていない。

そこで、私たちは、条約や法律の趣旨を踏まえ、共生社会の推進に関し、基本理念を定め、県等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、共生社会の実現に寄与することを目的とする条例案を提案したいと考えている。

各会派におかれては、お持ち帰り御検討いただくよう、お願い申し上げます。

## 委員長

ただ今の件については、今後の議運で御協議いただきたいと思うので、よろしく願います。

## 委員長

この際、補正予算案の委員会付託について申し上げます。

先例では、当初予算案は予算特別委員会に、補正予算案は常任委員会に付託することとされている。しかし、今定例会で提案されている「平成27年度埼玉県一般会計補正予算(第5号)」は、国の補正予算に対応するために編成されたもので、形式的には補正予算だが、内容は地方創生加速化交付金を活用した事業などであり、当初予算と一体として審査すべきものとする。

この議案は予算特別委員会に付託すべきものであるし、今後も同様の事例が想定されることから、議会運営委員会として、「当初予算案と一体として審査することが適当な補正予算案については、予算特別委員会に付託することができる」旨の申合せをしたいと思うが、いかがか。

< 了 承 >

## 委員長

それでは、当初予算案と一体として審査することが適当な補正予算案については、予算

特別委員会に付託することができる旨を申し合わせることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、そのように決定した。

**委員長**

4 その他に入る前に申し上げる。

本日から代表質問、その後、一般質問に入るが、質問時にパネル等を使用する場合には、「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とされているので、念のため申し上げる。

また、代表質問及び一般質問で再質問を行う際の注意事項を申し上げる。

再質問の項目や答弁者については、議運の正副委員長が確認をしているが、再質問は、その項目について、答弁者を明確に指定して行っていただく必要があるので、改めて、各会派で周知をお願いします。

< 了 承 >

**委員長**

なお、御承知のとおり、前の質問に関係のない、新たな事項についての質問や、要望に当たる発言はできないので、併せて確認をお願いします。

< 了 承 >

**委員長**

その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前９時３０分現在、欠席届の提出はない。

**委員長**

次に、（２）次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問初日・２月２９日（月）の朝、午前９時３０分とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（３）本会議開議時刻についてだが、１０時でよいか。

< 了 承 >



## 委員長

1 知事提出急施議案(第50号議案)に係る各常任委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

## 委員長

2 平成28年度の特別委員会(予算及び決算を除く。)についてだが、お手元に今年度の特別委員会の名称、定数及び付託事件についての資料1を、改めて配布しておいた。各会派で御検討いただいたかと思うが、平成28年度の特別委員会について御協議願う。何か御意見はあるか。

## 菅委員

我が会派としては、議会改革の特別委員会の設置を求めたい。以下、簡単ではあるが、説明させていただく。

特別委員会の所管内容については、常任委員会と内容が重複している感が否めない。もっと内容を絞って、調査事項を特化すべきと考える。他の都道府県を見ると、特別委員会の数がこれほどまでに多い議会は珍しいのではないかと思う。

議会改革については、時代の要請により、議会に求められるものが変化することから、常に取り組んでいく課題だと思う。

費用弁償の在り方については、過日、継続審査となり、さらに、十分な議論もなく時期尚早との理由で廃案になってしまったが、なぜ時期尚早だったかという議論も十分になされていなかった。

議会ではタブレット導入が行われたが、議会関係の膨大な資料のペーパーレス化を目指したといっても、効果が上がっているわけではないし、中途半端な導入をしたことから、多くの会派でパソコンを持参するという事態に陥っている。十分な議論をして決定した事項とは思えない。これこそ、議会改革の特別委員会を設けて、十分に議論して行うべきだったと考える。

議会の機能を上げるためにも、報酬や費用弁償から始まり、政務活動費の使い方、議会運営の在り方、県民に開かれた議会の運営方法、議会のITC化をどう進めるかなど、全てが有機的に絡んでいる問題でありながら、全体の統一感がなく、ばらばらと対処療法で乗り切っていく方法はいかがなものかと思う。前任期にも、議会あり方研究会で議論がなされたが、公開で行うべき議論がたくさんある。行政側だけが、公開の議会において厳しいチェックをされながら、議会側については、非公開の議論が繰り返されていると言わざるを得ない。

これは唐突に提案させていただいているわけではなく、12月22日に、議会改革に関する特別委員会の設置について、議長に要望書を提出している。

以上の理由から、議会改革の特別委員会の設置を求めるものである。

## 小島委員

議会改革に関しては、各会派同意の上、必要時に議会あり方研究会を開催して協議をしている。議会改革特別委員会を設置したとしても、誰に答弁を求めたり、どういった協議をしたりするのか、具体性に欠けると思われるので、必要ないのではないかと思う。

また、常任委員会と特別委員会の調査内容が重複することだが、議員が選べるのは常任、特別とも1つずつだけなので、重複しないように選べば済むだけである。議会開会中の短期間で、県民の幅広い要望や、県政における様々な調査を実行できるのは、常任委員会と特別委員会があるからこそだと思っているので、必要性は十二分にあると思っている。

## 菅委員

重複の議論は全く意味が違う問題だと思う。

また、常任と特別の分野の項目が重なっているというのは、各議員がどの委員会を選択するかの問題ではないと思う。異なる分野を取り扱えばよい話であって、そのことを重複と申し上げているところである。

また、先ほど、常に時代の要請に合わせて議論をすべきだと申し上げたが、議会あり方研究会は常設で行われているわけではないし、我々が県民の要請に機敏に対応できるようにするための議論をする場所を設けてほしいという主張である。

## 岡委員

県民会議も、ほぼ民主・無所属と同意見である。

現状の特別委員会は、常任委員会で議論すれば済むような、重複した内容があると思う。例えば、今後開催予定のオリンピック特別委員会とか、豪雨災害が起きた際の対策の特別委員会など、正に今、必要な内容についての特別委員会を設置し、皆さんで議論することが望ましい。特別委員会を絞って、時期に応じたものを設置すべきだという意見である。

## 村岡委員

菅委員、岡委員からもお話があったが、特別委員会の在り方については、私たちの会派も基本的には同じ考えを持っている。私たちも議会改革特別委員会の設置を要望したので、この特別委員会の設置は希望したいと思うが、それ以外については、当面、特別委員会を立ち上げる必要性はないと考えている。県民からは、委員長、副委員長のポストをつくるための委員会ではないかという声も、我々の会派の耳に入ってきている。現在の特別委員会で取り扱っている内容は、常任委員会で十分審議が可能だと思っているし、先ほどもお話があったが、大きな災害や県政にとって喫緊の重大事件が発生したときに設置するのが特別委員会ではないかと考えている。

議会改革特別委員会の設置を希望し、他の特別委員会は当面必要ないというのが我々会派の意見である。付け加えて言えば、先ほど、議会改革については議会あり方研究会があるのではないかと意見があったが、議会改革については少数会派も含めて全ての会派から議員が参加し、研究なり協議なりをすべきだと思う。現在の議会あり方研究会には、我々は入っていないので、ここで議会改革の特別委員会の設置を求めたいと思う。

## 野本委員

常任委員会と特別委員会の分け方については、形式的には皆さんのおっしゃるとおりだと思う。特別委員会は特別の事象が発生したときに設置するという建前であるが、今のよ

うに、県に関わる分野が多岐にわたっている状況では、常に我々議会及び議員はその情報に接して、どう前に進めていくか、あるいはどう解決していくかを考えていかなければならない。

常任委員会の最も重要な役割は、提出された議案・請願について十分に審議を行い議決することである。また、今あるいは将来取り組まなければならない県政の課題について我々議員一人一人が十分な情報に接する機会というのはなかなかないと思う。常任委員会は主に付託された議案について議論することになり、付託議案以外のことについても昨年から所管事務調査をするようになったが、その他のことについては特別委員会が大きな役割を果たしている。常任委員会における議論の外側にある様々な問題について、広範囲の議論を行う場であり、執行部の議案とは直接関わりのない、議員側が選択した議題について議論し、議会と執行部が意見交換を行う重要な機会が特別委員会である。その役割は非常に大きいと思っている。したがって、今までの議会が行ってきたような、特別委員会の在り方については、必要不可欠だと認識している。

ただし、特別委員会で議論する内容については、その時々に合わせて随時変更すべきである。必要なアジェンダを議会がきちっと選んで議論する絶好の機会だと思うので、是非とも現行の委員会の在り方を継続していただきたいと考えている。

#### **菅委員**

今の野本委員のお話だが、今まで常任委員会では議案外のことを極力抑制して議案を精査していこうという姿勢であったが、先頃、改善策として、常任委員会では所管事務調査という形で広範な議論が進み始めている。そうなってくると、特別委員会の役割がどうかという議論が必要だと思う。

#### **野本委員**

常任委員会では、その所管する事項に関してのみの議論である。

#### **菅委員**

そのとおりだが、それが重複していると申し上げている。

#### **野本委員**

付託された議案以外のことではあるが、常任委員会が所管する事務について議論をしようということで所管事務調査を行っているが、それは当然のことである。

#### **委員長**

議論を整理させていただく。

この件については、招集告示日・2月12日（金）の議運で、議題として取り上げ、協議していくことをお伝えしたが、その後、特別委員会を新たに設置してほしい、なくしてほしい等の提案は一切なかった。今議題となっているのは、特別委員会の付託事件等をどうするかであって、特別委員会をゼロにするだとか、新たに設置することではない。事前の御提案も一切なく、今ここで議論していること自体が、私には少し不愉快である。

ただ今の議論を鑑みるに、もう少し調整が必要かと思う。については、皆様のところへ伺って、改めて御意見を伺い、委員長において、調整させていただいた上で、今後の議運で御協議いただきたいと思うので、御了承願う。

< 了 承 >

**野本委員**

それでよいと思うが、一つだけ確認しておきたい。

議会改革特別委員会設置の提案があったが、どういう制度設計で行うつもりなのか、答弁は必要ない委員会だと思うが、どういう形で議論していくつもりなのか、提案者に伺いたい。

**菅委員**

我々の提案としては、それも含め、特別委員会を設置しながら議論をしていきたいと考えている。

**委員長**

それでは、再度、御協議いただくということでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、次回の議運で御協議いただきたい。

**委員長**

3 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

4 その他の（１）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前９時３０分現在、５３番須賀敬史議員から欠席届が提出されている。

**委員長**

次に、（２）次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、各常任委員長の報告終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、再開時刻についてだが、特別委員会の件の協議が整い次第、再開する。

**委員長**

次に、（３）本会議開議時刻についてだが、１０時でよいか。

< 了 承 >

**委員長**

1 知事提出急施議案(第50号議案)についての(1)各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に(2)討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3)の採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 平成28年度の特別委員会(予算及び決算を除く。)についてだが、休憩中に調整をしたので、議論を整理させていただく。

まず、特別委員会の名称と付託事件についてだが、付託事件の変更についての具体的な意見は自民のみで、他の会派からは出されなかった。自民の意見の内容は、経済・雇用対策特別委員会の「ウーマノミクス」は「雇用」に含まれるため削除すべきというものである。

次に、議会改革特別委員会についてだが、現在、他都道府県では設置されていないし、制度設計上も特別委員会にはなじまないと考えている。各会派でいろいろな御意見はあろうかと思うが、議会改革に関する議論については、従来どおり議会あり方研究会で行っていきたいと思う。

それでは、調整後の案を事務局に配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

**委員長**

この案でいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、案のとおり決定することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、そのように決定した。

**委員長**

3 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

4 その他の(1)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日・3月2日(水)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、午後1時でよいか。

< 了 承 >

平成28年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成28年3月2日(水)第1回)

---

**委員長**

1 埼玉県議会定例会議案等の一部変更についてだが、この件について、執行部から発言を求められているので、これを許す。

< 企画財政部長説明 >

**委員長**

ただ今の説明のとおり、変更を了承することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、この件については、本日の本会議冒頭で報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

2 議案(第1号議案ないし第49号議案及び第51号議案ないし第77号議案)並びに請願の各委員会付託についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 議員提出議案についての(1)条例案についてだが、去る2月25日(木)の議運で自民から提案のあった条例案2件が提出されたので報告する。

まず、ア 案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、イ 提案説明の有無の確認についてだが、議第2号議案は、提案者を代表して4番山下勝矢議員が提案説明を行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

議第3号議案は、提案者を代表して52番星野光弘議員が提案説明を行うことでよいか。

< 了 承 >

### 委員長

次に、これらの議案の取扱いについてだが、本日の本会議の一般質問1人目終了後に上程、提案説明を行い、一般質問3人目終了後に質疑を行うことではいかか。

< 了 承 >

### 委員長

次に、議案に対する質疑についてだが、希望がある場合には、各会派1人以内。質疑時間は1人5分以内。再質疑及び再々質疑は、先例のとおり、良識の範囲内。発言順序は多数会派順。発言通告書の提出期限は、議第2号議案及び議第3号議案の提案説明終了後の休憩中速やかにということではいかか。

< 了 承 >

### 委員長

次に、(2)意見書・決議案についてだが、各会派から提出された意見書・決議案の柱は、お手元の資料1のとおり、意見書15件であるので、御確認願う。

< 確 認 >

### 委員長

なお、案文については、さきの議運においてお願いしたとおり、本日午後5時までに提出して下さるようお願いする。

< 了 承 >

### 委員長

4 平成28年度の委員会構成についてだが、平成28年度の議会運営、各常任、各特別及び図書室委員会の会派別委員配分について、本日現在の会派別所属議員数を基に配分した場合の委員長案を作成したので、配布してよいか。

< 了 承 >  
< 事務局が委員長案を配布 >

### 委員長

この案ではいかか。

< 了 承 >

### 委員長

それでは、このとおり決定する。

なお、各委員会の委員氏名については、予算特別委員会の部局別質疑最終日・3月17日(木)の午後5時までに御報告いただくよう、よろしく御協力願う。



< 了 承 >

**委員長**

5 平成28年度の執行機関の附属機関等委員についてだが、お手元の資料2のとおり調整したので、御報告する。

なお、配分された委員の氏名については、予算特別委員会の部局別質疑最終日・3月17日（木）の午後5時までに御報告いただくよう、よろしく御協力願う。

< 了 承 >

**委員長**

6 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局が資料を配布 >

**委員長**

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

7 その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、53番須賀敬史議員から欠席届が提出されている。

**委員長**

次に、（2）次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、議第2号議案及び議第3号議案の提案説明終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、12時15分を目途に再開できればと考えている。

**委員長**

次に、（3）本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

平成28年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成28年3月2日(水)第2回)

---

**委員長**

1 議第2号議案及び議第3号議案についての(1)質疑の有無の確認についてだが、5番木下博信議員から議第3号議案に対する質疑の通告書が提出されている。ほかにはなしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

3 その他に入る前に申し上げる。

請願に対する討論についての申合せ事項ただし書に基づき、討論を希望する場合には、予算特別委員会の部局別質疑最終日・3月17日(木)午後5時までに、私宛てに申し出てくださいよう、よろしく御協力願う。

本件については、委員長報告日・3月24日(木)の議運で御協議をお願いする。

**委員長**

また、委員会傍聴について申し上げる。

複数の障害者団体から、議第2号議案「埼玉県手話言語条例」及び議第3号議案「埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例」の委員会審査を傍聴したい旨の御連絡をいただいている。

埼玉県議会委員会傍聴取扱要綱第3条において、傍聴人の定員は20人を限度とする旨が規定されているが、超過することが想定される。この件については、状況に応じて柔軟に対応することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、そのように対応する。

**委員長**

その他の(1)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、委員長報告日・3月24日(木)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2) 本会議再開時刻についてだが、午後 1 時でよいか。

< 了 承 >

平成28年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成28年3月24日(木))

---

**委員長**

1 各常任委員会、まち・ひと・しごと創生総合戦略特別委員会及び予算特別委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

2 請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、各委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申出があった請願は、お手元の資料1のとおりである。

この中で、特に討論を必要とする請願があるか。

御意見を願う。

**村岡委員**

私たちは、議請第1号及び2号について討論を希望しているが、特に議請第1号については、複数会派が紹介議員になっているので内容は省略するが、是非討論を認めてもらいたい。

**小島委員**

請願に対する討論は原則行わないことを申し合わせている。議案提出には8人以上を必要とするのに対し、請願は紹介議員1人でもよく、どんな請願でも本会議での討論を認めることは、議案提出権とのバランスを欠くことになるからである。

今回の請願については、その内容も国政のことであり、地方議会には権限はないので、それをあえて本会議で取り上げて討論を行うことは全く必要ないと思う。

**委員長**

それでは、御意見を伺ったが、討論を行うべきとの意見もあったが、行う必要はないという意見が多数であるので、討論は行わないことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、各委員長の報告に対する質疑及び討論の通告書については、本日の本会議散会后、できるだけ速やかに提出されるよう御協力願う。

**委員長**

3 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、お手元の資料2の案のとおり決定することに御異議ないか。

< 異議なし >

**委員長**

御異議なしと認め、お手元の資料2の案のとおり決定した。

**委員長**

4 選挙管理委員及び同補充員の選挙についてだが、各会派において推薦される方について、本日中に御報告をお願いします。

なお、記入用紙については、本委員会散会后、事務局から各会派に配布させる。

**委員長**

5 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙についての（1）選挙の方法についてだが、指名推選で行うことでいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、会派別配分についてだが、自民2名とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、自民から推薦される方について、本日の本会議散会后に御報告をお願いします。

**委員長**

次に、（2）選挙の日程についてだが、明日、最終日・3月25日（金）に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

6 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

7 その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、31番秋山文和議員、83番渋谷実議員から欠席届が提出されている。

**委員長**

次に、（2）次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、明日、最終日・3月25日（金）の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3) 本会議開議時刻についてだが、10時でよいか。

< 了 承 >

**委員長**

- 1 知事追加提出議案(人事案件)についてだが、塩川副知事の説明を求める。

< 塩川副知事 概要説明 >

**委員長**

- 2 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 議案に対する討論の有無の確認についてだが、63番柳下礼子議員から第1号議案、第15号議案、第17号議案及び第19号議案に対する反対討論、93番山川百合子議員から第1号議案及び第52号議案に対する賛成討論、16番並木正年議員から第1号議案に対する賛成討論、76番石渡豊議員から第1号議案に対する賛成討論、4番松坂喜浩議員から第1号議案及び第157号議案の修正案に対する賛成討論、28番井上将勝議員から第157号議案の修正案に対する反対討論並びに第157号議案の原案に対する賛成討論、71番小林哲也 議員から第157号議案の修正案に対する賛成討論、18番井上航議員から第157号議案の修正案に対する反対討論並びに第157号議案の原案に対する賛成討論、17番石川忠義議員から第52号議案に対する賛成討論、15番金子正江議員から第20号議案、第21号議案、第30号議案ないし第32号議案、第36号議案、第38号議案、第47号議案、第52号議案、第64号議案、第67号議案及び第70号議案に対する反対討論、5番木下博信議員から第36号議案及び第52号議案に対する賛成討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、討論の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

- 4 議案及び請願の採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その1)のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

- 5 議員の期末手当についてだが、今定例会の総務県民生活委員会において、知事等特

別職の期末手当の支給割合を引き上げる条例改正案が、「可決すべきもの」と決定された。これまで、議員の期末手当の支給割合は、前回改定時を除き、引き下げの場合も、引き上げる場合も、知事と連動する形で改定している。

先ほど開催された各会派代表者会議において、全会派一致には至らなかったが、知事に合わせて議員の期末手当の支給割合を改定することや、今後は知事と議員とが連動して改定されるべきとの意見が多数であった。ついては、議長から、議運において、引き続き、当該条例の改正について協議を依頼された。

そこで、「埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の改正案の概要等について、案を作成したので、事務局職員に配付させる。

< 事務局が資料を配付 >

#### 委員長

何か御意見はあるか。

#### 野本委員

意見というわけではないが、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例というのは、知事の給与も含まれるが、条例名に「知事」と入っていないのはなぜか。知事や副知事も含まれる旨を表示した方がよいと思うが、隠しているのか。本来は、条例名を「知事、副知事及び特別職の職員の給与及び旅費に関する条例」とすべき話である。そうでないと、知事の給与に関するものなのかが分からない。条例を改正してしまった方がよいのではないか。

#### 委員長

現在議題としている条例は議員に関するものであり、特別職の給与の関係は総務県民生活委員会に付託をされているので、そういった御意見等があったら、会派で改正案を御提出いただきたいと思う。

#### 野本委員

今どうこうという話ではなく、素朴な疑問であった。

#### 委員長

会派で取り組んでいただければと思う。

#### 菅委員

手続の確認をしたいが、これは、議長から議運に諮問されているということでよいか。

#### 委員長

そのとおりである。

#### 菅委員

ということは、本会議で議案提出がされ、提案理由が説明され、議運に付託をされて議論するという事ではないのか。



## 委員長

そうではない。今、手続上は、代表者会議において議長から議運の正副委員長に対して、この件について協議をしてもらいたいとの御提案があったので、協議をしているところであり、賛同が得られれば、議運委員が提案者となって提案させていただければと思っている。

## 菅委員

今ここで、賛否についての意見が必要ということか。

## 委員長

その意見を伺っているところである。

## 菅委員

それでは、この件について反対の立場で話をさせていただきたいと思う。

これまでは、議員の期末手当の引上げ、引下げについては、その都度条例改正を要し、議員は条例改正に当たって住民の批判を受け止める必要があったが、この改正が行われると、平成28年度分以降については、特別職の期末手当の支給割合の引上げに伴い、自動的に議員の期末手当の引上げが行われることになる。すなわち、議員の期末手当の引上げについて、正面から議論されづらい状況がなされるということと、埋もれた形での引上げないしは棚ぼた式増額が行われるような認識になろうかと思う。このような連動措置を導入せず、その都度議員自らが期末手当の支給割合について、自らの問題として、住民の声に耳を傾けながら、正面から議論することが本質である。

条例改正の根拠となっているのは、国の細評によるものであり、それに準拠するものである。内閣総理大臣、特別職、国家公務員が連動して改定する動きによるものである。しかし、県議会は二元代表制である。常に二元代表制を主張している埼玉県議会が、自らのこととなると、お手盛りで他律的な制度を構築してよいものだろうか。今まで、議員報酬及び費用弁償等に関する条例と、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の二つに分かれ、それぞれ自律的に存在していた条例を連動させることで、自律性が全くなくなるものである。二元代表制の誇りを持つべきものだと思う。

本件については、本来であれば審議会において条例について議論すべき筋だと思っている。今のところそういった条例にはなっていないが、やはり先ほどの趣旨に鑑みて議論すべきだと思う。

県議会の定数並びに選挙区条例、費用弁償の件、タブレット導入の件、今回の期末手当の件と、議会改革の重要な項目にもかかわらず、体系的な議論をせずに、場当たりに決めてしまうのはいかがなものか。議会改革を議論する場を設け、期末手当の件も含めて、体系的に議論すべきだと認識をすることにより、反対の討論とさせていただく。

## 村岡委員

私たち党派も、条例改正には反対である。理由についても、基本的には先ほど菅委員さんがお話しされたことと同じ考えである。

一つは、県民の生活が非常に大変なときに期末手当の増額ということと、併せて、先ほどもお話があったが、本県議会でも常々二元代表制ということが言われており、自らのことを行政側に委ねるということは整合性が取れず、反対である。

**委員長**

御意見を伺ったが、代表者会議からの流れもあり、賛成する会派が多数である。この件については、議運委員のうち、賛成する会派の委員の連名による議員提出議案として提案することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、案文、提案者、提案説明の有無、質疑及び委員会審査省略等については、今後の議運において確認することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

6 議会事務局職員の職制改正についてだが、先ほど開催された各会派代表者会議において、全会派一致で「埼玉県議会事務局条例」を改正すべきとの意見となり、議長から、議会運営委員会に当該条例案の協議及び取りまとめを依頼された。

そこで、当該条例の改正案について御協議いただきたいと思う。

お手元の資料1に基づき、総務課長に説明させる。

< 総務課長説明 >

**委員長**

先ほど申し上げたとおり、各会派代表者会議において全会派一致で改正すべきとの意見となっている。

この内容でいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

御了承いただいたので、ただ今の概要を条文化した条例案を事務局に配布させる。

< 事務局が委員長案を配布 >

**委員長**

この案でいかがか。

< 了 承 >

**委員長**

この件については、議運委員の連名の議員提出議案として提案することによいか。

< 了 承 >

### 委員長

また、案文、提案者、提案説明の有無、質疑及び委員会審査省略等については、今後の議運において確認することによいか。

< 了 承 >

### 委員長

7 意見書案についてだが、去る2月29日（月）（一般質問初日）までに、各会派から提出された意見書案の柱15件について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料2の一覧表のとおり、共同提案3件（意見書3件）となったので、御了承願う。

< 了 承 >

### 委員長

また、その他の1件は、各会派間で調整した結果、全会派一致とはならなかったが、意見書1件を提案していただきたいとの申出があり、これを認めたので、御報告申し上げる。

### 委員長

8 地方自治法第121条第1項の規定に基づく説明者の変更についてだが、お手元の資料3のアンダーライン部分を御覧願う。

公安委員会委員長から、本定例会に説明者として委任した警察本部総務部長については、本日付けの人事異動に伴い、変更する旨の報告があった。

この件については、本日の本会議で報告するので、御了承願う。

< 了 承 >

### 委員長

9 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

### 委員長

10 その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

### 議事課長

本日午前9時30分現在、31番秋山文和議員から欠席届が提出されている。

### 委員長

次に、（2）次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中とすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3) 本会議開議時刻についてだが、準備ができ次第直ちに会議を開くことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

1 知事追加提出議案(人事案件)についての(1)審議手続についてだが、人事に関する件であるので、正規の手続を省略し、直ちに採決することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その2)のとおりによいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 選挙管理委員及び同補充員の選挙についての(1)候補者氏名の確認についてだが、お手元の名簿を御覧願う。

選挙管理委員及び同補充員、それぞれ定数4名に対して、それぞれ4名の候補者が推薦されている。

選挙管理委員補充員の順序については、各党派間で調整した結果であるので、併せて御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

次に、(2)選挙の方法についてだが、いずれの選挙も指名推選により行うことによいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 議員提出議案についての(1)案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)提案説明の有無の確認についてだが、なしによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3)質疑の有無の確認についてだが、なしによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(4) 委員会審査の省略の確認についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(5) 討論の有無の確認についてだが、61番菅克己議員から議第4号議案に対する反対討論、14番前原かづえ議員から議第4議案及び議第9号議案に対する反対討論、19番 中川浩議員から議第4号議案に対する反対討論、59番藤林富美雄議員から議第9号議案に対する賛成討論の通告書が提出されている。

ほかにはなしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、討論の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(6) 採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

4 議会運営委員、各常任委員、図書室委員、予算特別委員予定者及び決算特別委員予定者氏名の確認についてだが、お手元の資料により御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

また、次の本会議休憩中に行われる各委員会の正副委員長の互選は、議運、各常任、図書室の順で行うことで御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

この際、確認の意味で申し上げるが、新たな議会運営委員の任期は、委員会規程第3条第1項及び第2項の規定により、2月定例会閉会日の翌日からとなっている。したがって、互選は新委員で行うが、次回以降の協議も引き続き、現在の委員で行っていただくので、よろしく願います。

**委員長**

5 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

6 その他の（１）次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中に行われる議運、各常任及び図書室委員会の正副委員長互選終了後とすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（２）本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

平成28年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成28年3月25日(金)第3回)

---

**委員長**

1 議会運営、各常任及び図書室委員会正副委員長の互選結果についてだが、お手元に配布した資料により御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

2 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の補欠選挙についてだが、候補者氏名を申し上げる。72番本木茂議員及び84番小島信昭議員が自民から推薦されているので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

3 特別委員の所属変更についてだが、お手元に配布した名簿により御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

4 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

5 その他の(1)次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、次の本会議休憩中に行われる各特別委員会の正副委員長互選終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。



平成28年2月定例会 議会運営委員会における発言  
(平成28年3月25日(金)第4回)

---

**委員長**

1 各特別委員会正副委員長の互選結果についてだが、お手元に配布した資料により御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

2 議席の一部変更についてだが、お手元の資料のとおり、議席を一部変更することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、次の本会議では、議席の変更の決定のみとし、新議席への着席は、次の議会からとすることで御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

また、これに伴う氏名柱及び登退庁ランプの変更は、本会議終了後に行うことで御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

3 執行機関の附属機関等の変更委員氏名の確認についてだが、お手元の資料により御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

なお、充て職に係る委員の変更については、後ほど、事務局に処理させるので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

4 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

#### **委員長**

5 その他の（１）６月定例会の会期予定案についてだが、この件については、６月６日（月）から６月２４日（金）の日程で、執行部と調整をしているので、報告する。

なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により、議会招集日の１週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

#### **委員長**

次に、（２）本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。